



Title	英領インドの文明化の使命と監獄改革：北西州における監獄行政の導入と展開
Author(s)	宮本, 隆史
Citation	言語文化研究. 2023, 49, p. 131-152
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90949
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

英領インドの文明化の使命と監獄改革：

北西州における監獄行政の導入と展開

宮 本 隆 史

The Civilising Mission and Prison Reform in British India: The Introduction and Development of Prison Administration in the North-Western Provinces

MIYAMOTO Takashi

This paper aims to show the institutional changes in prison administration in the North-Western Provinces of British India until the time of the Indian Uprising of 1857. In British India, the basic policy of prison administration was not clearly defined until the Indian Prisons Act of 1870. Each provincial government experimented with various institutional designs. The North-Western Provinces, along with Lower Bengal, made pioneering attempts at reforming the prison system. After the Indian Uprising of 1857, the North-Western Provinces experimented with a progressive system in which the severity of the treatment of well-behaved prisoners was gradually reduced, and a system in which guards were selected from among these prisoners. However, the institutional changes in the earlier period and their impact on the post-Uprising prisons have not been adequately studied. This paper aims to fill this gap in research.

キーワード：英領インド，監獄，インド大反乱

1. 序論

本稿は、英領インドの北西州に特に注目し、1857年大反乱前後までの監獄行政の特徴を明らかにすることを目的とする。英領インドでは、1870年インド監獄法にいたるまで監獄行政の基本方針は明文化されておらず、運用の詳細は州の管轄事項とされていた。各州ではさまざまな制度設計の実験的試みが重ねられたが、北西州ではベンガルと並び監獄制度改革において先駆的な試みが行なわれた。とりわけ1857年大反乱後の北西州では、囚人の段階的処遇制度や、行ないの良い囚人の中から看守を選び出す囚人官吏制度が実験的に行なわれ、他州にも影響を与えることになった。しかし、1850年代までの制度変化はこれまでに十分に検討されていない

め、本稿ではその研究上の空白を埋めるとともに、大反乱の監獄制度への影響を明らかにする。

イギリスが植民地統治を拡大した時期は、近代的な監獄制度の形成期に重なる。近代的な罪刑法定主義を主張したベッカリーアの『犯罪と刑罰』[ベッカリーア 2011 (1764)] が書かれたのは東インド会社がベンガル、オリッサ、ビハール地域のディーワーニー（地稅徴収・民事裁判権）を獲得する前年の1764年、イギリスの監獄改革運動の端緒をつけたジョン・ハウードの『監獄事情』[ハウード 1994 (1777)] が出版されたのは第一次マラーター戦争が戦われていた1777年のことであった。犯罪者を拘禁し自由を剥奪することをもって刑罰とするという発想は本国イギリスにおいてもまだ新しく、その具体的方法がまさにこの時期に模索されていた。特にイングランドでは、ハウードからエリザベス・フライに連なる運動に見られるように、近代的な監獄についての議論は当初から「改良」の言説に彩られていた。

東インド会社によるインド統治の開始にともない、監獄は治安維持のための装置のひとつとして導入された。特に、東インド会社がベンガルを領有した後、西方の周辺地域を取り込むことで徐々に形成された北西州には、武装した非定住民が多く存在した。監獄は、社会を平穩化し安定した統治を行なうための装置のひとつとして導入されたのである。また、植民地インドでは、社会統制の装置を導入するに際して、人道主義的な改革主義の言説が強力に作用した[Singha 1998]。監獄の導入においても「監獄改革」の言説とそれと親和性の高い「文明化の使命」の言説が強力に働いたのである。監獄は、不安定な植民地空間を平穩化するとともに、「野蛮な」社会の文明化のための装置として位置付けられたのである。

英領インドの監獄の歴史研究は、デイヴィッド・アーノルドによる論考「植民地監獄」[Arnold 1994] の刺激を受けて盛んとなった。叢書『サバルタン研究』に出されたこの論考では、囚人や社会の住民による「抵抗」に注目することの重要性が強調された。彼は、植民地における監獄の歴史を、規律訓練的な制度を導入しようとする植民地国家と、壁の内外の「サバルタン」との間の折衝過程として記述することを提案したのである。同じくインドの監獄における抵抗に注目したアナンド・ヤンの論考[Yang 1987] とともに、アーノルドの論文は、植民地の監獄史の歴史叙述に大きく影響を与えることになった。かくして、監獄や流刑地といった、植民地社会から切り離された「飛び地」[Arnold 1993: 98-113] を中心に、いかなる規律訓練の実践が行なわれ、それに対して囚人や周辺住民からいかなる抵抗がなされたかを観察するという植民地監獄論の枠組みによる研究が重ねられた[Anderson 2000; Sen 2000; Aguirre 2005; Dikötter and Brown eds. 2007; 宮本 2007ab; Pieris 2009]。こうした議論に顕著なのは、権力をめぐる折衝が展開される場として監獄を位置づけ、そこでの折衝を観察するというアプローチであった。近年さかんに展開されている流刑に関する議論もこうした基本アプローチを継承したものといつてよい[Anderson 2020; Yang 2021]。

ただし、英領インドの監獄史においては、囚人の行為に大きな関心が払われる一方で、制度変化に関する研究蓄積が小さいことが課題となってきた。特に、1857年大反乱が制度変化に与

えた影響は明らかにされてこなかった。アンダーソンは、大反乱の影響は主に文化的側面において顕著であったとし、大反乱を契機として監獄の表象が植民地支配における広範な文化的侵略のメタファーとして機能するようになったと論じた [Anderson 2007]¹⁾。一方で彼女は、制度についての検討を十分に展開しないままに、監獄修復とセキュリティの強化は別として、大反乱後も1840年代以来の傾向が継続し、根本的な変化は生じなかったとしている [Ibid.: 178]。宮本 [2012] は、1860年代に北西州を中心に展開した段階的処遇制度と、その制度導入の背景を説明しようとしたものである。しかし、大反乱が監獄に与えた影響を十分に考察できておらず、やはり制度が連続的に進歩したかのような印象を与える叙述になっている。

本稿では、植民地統治初期からのインドの「監獄改革」の言説を整理したうえで、監獄がいかに制度として実装されていったのか、そしてその制度変化の経路が1857年大反乱によってどのような影響を受けたのかを明らかにすることで、アンダーソンや宮本の単線的な歴史叙述を修正し、1860年代の制度変化をより正確に理解できるようにしたい。

以下では、まず第2節で東インド会社による監獄の導入と「文明化の使命」の言説との関わりを確認する。そうした言説が具体的にいかなるもので、どのような効果が期待されていたのかを見る。つぎの第3節では、植民地空間の平穩化のプロジェクトの一環として監獄が導入されていった過程を北西州に注目して示す。特に、北西州の地理上に監獄がいかに配置されていったのかを確認する。第4節では、1857年大反乱が北西州の監獄に与えた影響を確認する。特に、大反乱によって多くの監獄が機能不全におちいったことを示す。最後の結論部では、大反乱の影響で北西州の監獄当局が利用できる資源の幅が極端に狭まったことで、逆説的に中央監獄がそれまでにも増して重視されるようになり、そこで多様な実験が行なわれたことを論じる。監獄の運用が困難になった状況で、「監獄改革」のプログラムを継続するために導入されたのが、段階的処遇制であり囚人官吏制だったのである。

2. 英領インドへの監獄の導入と「文明化」

1600年に国王の特許状を受けて以来、交易を主な活動としてきたイギリス東インド会社は、1757年のブラッシーの戦いでベンガル太守軍に勝利を収めると、インド亜大陸で急速に政治的勢力を拡大しはじめた。東インド会社は、1765年にはベンガル、オリッサ、ビハール地域のディーワーニーを獲得し植民地統治に乗り出した。これによって、イギリスとは法も慣習も異なる住民をいかに統治するかという課題が浮上することになったのである。本節では、まず植民地期以前の刑罰実践とそれに対するイギリス人の評価について概観し、東インド会社が植民

1) 特に、「犯罪的 (criminal)」な囚人と区別される「政治的 (political)」な囚人という概念の発達を1857-58年にさかのぼることができるのが彼女の議論の特徴的な点である。一般的には、「政治犯」の登場は独立運動が盛り上がる19世紀末以降と理解されることが多い。「政治犯」に関する歴史研究としてSingh [1998] を参照。この論点については今後の検討が必要であろう。

地統治を開始するにあたっていかなる刑罰を導入しようとしたのかを確認する。

植民地期以前の刑罰と「野蛮性」

植民地期以前のインドの刑罰実践についての記録は多くは残されておらず、その実態を体系的に知ることは難しいが、拘禁が行なわれていたことは資料から垣間見ることができる。ムガル帝国の統治下では、グワリオール、ランタンボール、ローホタースに牢獄があったことが知られている [Sangar 1967: 34]。ランタンボールの牢獄では、死刑囚が執行に先立つ2カ月の間拘禁された。グワリオールの牢城には罪を犯した貴族が閉じ込められ、ローホタースでは終身刑を科された囚人たちが収監された。このほか都市部にあったチャブートラエ・コートワリー (Cabūtra-e Kōtwālī)²⁾と呼ばれた牢獄には、盗賊・窃盗犯・罪を犯した役人などが拘禁され、これら囚人たちによる保釈金や保証金の記録が残されている [Ibid.: 36-7]。また、グジャラート・スルターン朝に関する歴史書『ミラーテ・アフマディー (Mirāt-e Aḥmadī)』によると、窃盗と偽造を犯した者は「刑罰 (笞打ち) の後に彼が悔い改めるまで牢獄で拘禁する」と勅令により定められた [Ali Muhammad Khan 1965: 248-252]。拘禁期間についてはあらかじめ定められておらず、近代的な罪刑法定主義で重視される量刑の定義は明確でない。17世紀前半のアウラングゼーブによるデカンでの作戦の記録の中にも、刑罰にともなう拘禁の事例が見られる。小谷によると、アウランガーバード州ハルスール町に居住したバラモンの書記ガンガーダル・ラングナートは、強制的にムスリムに改宗させられたうえで、牢獄に3カ月のあいだ拘禁されている [小谷 2005: 39]。このように、植民地期以前にも、囚人が様々な場面で拘禁されていたことを示す記録は存在する。しかし、刑罰の主要形態は、笞打ちや手足切断といった身体刑、晒し刑、死刑などであった [Sangar 1967: 32, 38; Arnold 2007]。囚人を牢獄に閉じ込めることに自由の剥奪という意味は想定されず、拘禁それ自体は刑罰とはとらえられなかった可能性が高い。

東インド会社の統治開始期は、イギリスでもまさに身体刑から拘禁刑への移行が進んでいた時期であり、本国と植民地で同じような変化が同時期に起こっていた。植民地インドでは、在地の刑罰は「前近代的」な東洋の専制君主のイメージに紐付けられ、「野蛮な」慣行として表象されたが、この表象には植民地統治期以前からの長い伝統があった。古くはオランダの地理学者ヨハネス・デ・ラエトが、「インドの皇帝は絶対君主である。書かれた法というものは存在しない。皇帝の意思が法であると考えられている」と記している [De Laet 1928 (1631): 93]。イタリアの旅行家カレーリは、「偉大なるムガル皇帝は絶対であり、書かれた法など存在せず、すべての事物において彼の意志が法であり、民事と刑事の訴訟における最終決定なのである。彼はこの絶対的権力を専制的に用いる」と1700年に出版した旅行記に書いている [Careri 1949

2) 「コートワールの台座」の意で、サンガルは「警察拘留所 (police lock-ups)」と訳している [Sangar 1967: 36]。コートワールは、ムガル帝国では警察業務を中心に広範な職務を担う役職のひとつ。

(1700):240]。時代が下って、ケイも同様の記述を行なっている [Kaye 1853: 17-56]。さらに、1909年版の『インド帝国地誌』でも「イギリス支配以前のインドにおいて支配的であったイスラーム教徒の刑法は、その処罰の残虐な性格によって特徴づけられている」と記されている [IGI (vol. 1) 1909: 397]³⁾。ムガル帝国の下では、君主の意のままに罪が裁かれ、残虐で非人道的な刑罰が科されたとする言説が、東インド会社の統治以前から長期にわたって繰り返されていたのである。

東インド会社のベンガル統治の開始と強く関連づけられた、東洋的専制の野蛮性を示す逸話として繰り返し語られた事件に、カルカッタの「ブラックホール」事件がある⁴⁾。1756年4月に祖父アリー・ワルディー・ハーンの跡を継いでベンガル太守となったスィラージュッダウラは、東インド会社がカルカッタに置いた拠点フォート・ウィリアムの城砦を禁を破って強化したことを問題とし、カルカッタに侵攻して軍事的に制圧した。その際の捕虜たちは、同年6月20日夜にフォート・ウィリアムの地下牢に一時的に閉じ込められた。しかし、多くは換気の悪い牢の中で一夜にして死亡してしまう。ベンガルの専制君主によるこの「蛮行」の知らせは、マドラスにいたロバート・クライヴが反撃の軍事活動を進める際の正当化論拠とされた。クライヴは、翌1757年1月にカルカッタを攻略し、6月23日にカルカッタ北方のブラッシーの地でスィラージュッダウラの太守軍とフランス東インド会社軍を相手とした戦闘に勝利を収める。クライヴは、東インド会社と内通してスィラージュッダウラを裏切ったミール・ジャアファルをベンガル太守位に就け、これ以降東インド会社のインド統治が本格化していくことになった。

よく知られた事件であるが、確認しておきたいのは、東インド会社による植民地統治の開始に先立って起きたこの拘禁の逸話が、支配の正統性に関わる出来事として議論されたことである。クライヴは、1767年にイングランドに帰国するが、インドで私腹を肥やしたと非難され、1772年から翌年にかけて有名な下院での弾劾をうけている。その中で、「ブラックホール」事件も議論の俎上にのせられた。1773年にジョン・バーゴインは、スィラージュッダウラを廃しミール・ジャアファルを太守に就けた「革命」が、その後の東インド会社のすべての「害悪」の根源だとしてクライヴを批判した [The Parliamentary History of England 1813: 355]。ロッキングガム派のウィリアム・メレディスもまた、東インド会社とクライヴを非難する中で、「ブラックホール」事件を「非常に遺憾な出来事」であったとし、スィラージュッダウラは発生時に事件を知らなかったわけであるから、彼に責任を問うことはできないと論じた [Ibid.: 360]。「ブラックホール」を生き延びた東インド会社員ジョン・ホルウェルもまた、手記の中で地下牢での拘禁はスィラージュッダウラの指示によるものではなかったとしており、このことは「事実」

3) 本稿では、Meyer, Burn, Cotton and Risley による新版『インド帝国地誌 (Imperial Gazetteer of India)』(1909)を参照している。これは以下 IGIと表記する。

4) 「ブラックホール」事件に関する同時代の記録としては、生存者のホルウェルの手記が出版され広く読まれた。この事件は、歴史叙述や小説などでその後繰り返し取り上げられる題材となる。「ブラックホール」の歴史表象の問題については、チャタジーの研究を参照 [Chatterjee 2012]。

として広く知られていたのである。メレディスは、スィラージュッダウラが邪悪で冷酷であったという評は信じ難く、そもそも最初に挑発行為を行なったのはイギリス側だったのだと論じた。彼によれば、ベンガルの人びとは優れた君主であったアリー・ワルディー・ハーンの治下で幸福に暮らしてきたのであり、それを「イギリスの暴政」[Ibid.: 358] が台無しにしたのだという。これに対して、クライヴの擁護に回ったアレックス・ウェダーバーンによると、東インド会社の征服軍が、敵である「専制的怪物」を王座から引きずり下ろして殺したということが紛れもない事実なのであり、バーゴインの言う「革命」がもたらしたのは「偉大なる東インド会社の帝国」の確立なのであった。クライヴ自身の主張では、スィラージュッダウラは生存者を手厚く保護したどころか、金銭を要求し枷をつけて放逐したとしている [Ibid.: 366]。この一連の議論では、東インド会社とベンガル太守のいずれが専制的で野蛮なのかが焦点となっており、より「野蛮」なのは東インド会社のほうだというのが反クライヴ派の主張なのであった。

「ブラックホール」事件はこの後、前近代的で改革されるべき拘禁の事例として、あるいは東洋の専制の野蛮性を示すものとして繰り返し語られていくようになる。ハワードは、『監獄事情』で換気の重要性を論じた箇所では、「1756年、ベンガルのカルカッタで、170人の人間が一つの洞穴にひと晩閉じ込められたことがあったが、そのうちじつに154人までもが死体となって運び出された」と記している [ハワード 1994: 26]。マコーリもまた、クライヴに関するエッセイの中で、ホルウェルに依拠しつつ事件について叙述している。事件はスィラージュッダウラが就寝中に起こったとしつつも、「野蛮な太守の胸中に後悔も同情も呼び起こさなかった」と記している [Hudson ed. 1910: 44]⁵⁾。「ブラックホール」事件における不適切な拘禁は、インドの前近代性を示すものであるという解釈が支配的となっていったのである。

文明化の装置としての監獄

イギリス東インド会社の統治が本格化すると、在地の「前近代的」な刑罰や拘禁の慣行は明確に批判の対象とされ、より近代的で人道主義的な施策に置き換えるべきであると主張されるようになった。すでに言及したように、イギリスがインド統治を開始した18世紀後半は、監獄改良運動がイギリス本国やヨーロッパにおいて興隆していた時期であった。ハワードからフライにいたる監獄改良運動家たちがキリスト教改革主義の強い影響を受けていたこと、そして哲学的急進派の中心にいたジェレミー・ベンサムがパノプティコン構想を提案したことは、インド統治の思想史と関連づけるならば注目すべきことである。ストークスによると、インド統治に携わった高級官僚たちは、自由貿易主義・福音主義・哲学的急進派の思想的影響を強くうけていた [Stokes 1959]。スコットランド啓蒙の系譜をひく自由主義や、キリスト教福音主義と密接な関係を持ち1780年代以降に盛り上がった奴隷制廃止運動に代表される人道主義の立場から、

5) マコーリによるクライヴの評伝の初出は、*Edinburgh Review* の1840年1月号である。ここでは、ウィリアム・ヘンリ・ハドソン編の再版本を参照した。

インド統治のあり方に関する議論が当時の論壇では繰り広げられていた。ウォレン・ヘイスティングズ（在任1774-85）とコーンウォリス（在任1786-93）総督時代の一連の法的整備は、こうした思潮を背景として進められたのである。特に、コーンウォリス総督時代の「法の支配」を柱とするウィッグ流の思想は、インドにおける監獄制度の導入の前提となった。ベンガルの刑事司法に見られたとされる腐敗や残忍性は、「残虐な刑罰」を特徴づけるものであり許容できないとされたのである [Majumdar 1960: 235]。東インド会社が1793年にベンガルのニザーマット（刑事司法権）を獲得すると、監獄を中心とした刑罰行政の導入は既定路線となった。監獄制度の導入は「法の支配」を柱とした「人道主義的」な改革のプロジェクトと位置づけられ、その成功によって植民地当局による統治の正当性を証明することが期待されたのである⁶⁾。

もちろん、東インド会社統治の開始にともなって、「在地」のさまざまな罪と罰の観念がすぐに捨て去られたわけではない。英領インドにおける刑法は、1860年のインド刑法典にいたるまで、原則としてはイスラーム刑法が使われた。また、在地コミュニティの中では多様な慣習法が生きつづけた。このような環境の中で、在地の刑罰観念が植民地統治の開始とともに、イギリスの持ち込んだ諸観念に一気に転換してしまったと考えるのは無理があろう。それどころか、植民地政府は軽犯罪に対して笞刑をはじめとする身体刑を1840年代にいたるまで広く用いつづけた [Singha 1998: 231]。そして、シャーマンの示すように、20世紀前半の大衆の運動を鎮圧する際に、身体刑は再度前面化し広く利用されることになる [Sherman 2010]。

それにもかかわらず、監獄での拘禁が刑罰の主要形態となるべきだということは、19世紀インドの植民地官僚たちにとって既定の路線であった。植民地社会の有効な統治と人道主義的改革の実現を目標として導入された監獄制度は、18世紀末より一貫して主要な刑罰形態として位置づけられることになった。かくして、19世紀前半には英領インド各地で監獄は着実に設置されていった。ただし、それらは一定の計画のもとに整然と導入されたわけではない。各地に置かれた監獄は、運用ルールが統一されておらず、インド全体でも州のレベルでも監獄行政を統括する仕組みは存在しなかったのである。

1836年にマコーリの提言を受けて、当時の英領インド全体の監獄の実態を調査し、洗い出した問題の改善策を提出することを目的とする、監獄規律委員会が招集された [RCPD 1838]⁷⁾。その報告書によると、18世紀末のハワードらの改革運動で課題として設定された衛生状態の改善や過酷な処遇の廃止などは、当時のインドではある程度の改善をみていたという。また、債務者と犯罪者、男性と女性、既決囚と未決囚の分離といった、当時の欧米で課題となっていた問題についても、成果が出ていると評価された [Ibid.: 66-68]。同報告書では多岐にわたる論点を取り上げられたが、組織整備による監獄行政の効率化、医療・衛生対策の充実による囚人の

6) 実際に植民地期以前の刑罰が「非人道的」であったか、英領統治期の刑罰がより「人道的」となったかどうかは、その評価の基準も含め検討の余地があるが、本論文の射程を超える論点になる。

7) 同委員会の構成については宮本 [2012: 155-156] を参照。

健康水準の向上、拘禁刑に期待される犯罪抑止効果の増大⁸⁾を主張した点が重要である。

組織の整備という課題に関しては、6-8 県ごとに長期受刑者を収容するための中央監獄 (Central Prison) を新設し新たに専任の所長を任命すること、州にひとり監獄総監 (Inspector of Prisons) を任命することが提言された [Ibid.: 121, 127]。中央監獄の設置は、過剰収容と長期・短期の受刑者の同居という、当時広く観察された問題への対策として主張された。また、当時の県監獄 (District Jail) は県マジストレイトの監督下に置かれていたが、彼らは他の任務に忙殺され監獄の管理に十分手を回せないでいたため、州監獄総監の下で専任の所長の監督によって運用される監獄組織をつくるべきことが提唱された [Ibid.: 127-8]。

一方で、囚人の健康水準の維持は、ハワードの監獄改革以来、監獄運営上の課題とみなされてきたが、熱帯の環境はその実現に大きな障害となることが強調された。植民地における監獄改革は、統治の正当性を証明する人道主義的介入の一環と位置づけられていたため、囚人の健康維持は非常に重要な課題であった。しかしインドの監獄は、コレラやマラリアなど疫病の流行の影響を直接に受け、飢饉のために栄養状態の悪い囚人が収容されるという問題を抱えていた。この問題の解決は、19 世紀を通じて監獄運営の主要課題とされつづけることになる⁹⁾。

1836-37 年委員会が強く唱えたいまひとつの施策は、当時のイングランドでその有用性が喧伝されていた独居拘禁制度の導入であった。1836-37 年委員会は、インドの囚人の「道徳的な改善」は困難であるとの悲観的な想定をしており [Ibid.: 118-9]、より厳格な処遇を通じた刑罰の抑止効果の向上と、囚人の暴力的な抵抗を物理的に不可能にすることを独居拘禁方式に期待した。監獄では、囚人や周辺の住民が暴動を起こす事件が発生しており、監獄の内外の有効な支配の確立は急ぎ取り組むべき課題でもあった [Yang 1987; Arnold 1994]。

しかし、1836-37 年委員会の提言の多くは、財政上の理由からただちに採用されるにはいたらなかった¹⁰⁾。踏み車のような抑止効果が高いとされる刑具の導入は散発的に試みられたが、予算・技術上の制約から多くは失敗に終わった [Singha *op. cit.*: 263-5]。さらに、独居拘禁監獄にいたっては、マドラスの一部などの例外を除いて、19 世紀のうちに支配的な拘禁形態として導入されることはついになかった。1836-37 年委員会が結果的に示したことは、与えられた予算制約の下で、囚人の健康を維持し、監獄の内外を支配するという、監獄行政が直面する課題の困難さであったといえる [宮本 2012: 161-2]。

3. 北西州の形成と監獄の配置

1836-37 年委員会の提言は直ちに実現することはなかったものの、中央監獄の建設や専任の

8) 「矯正」より「抑止」を重視する刑務作業を主張したことについては宮本 [2007b: 13] を参照。

9) 監獄と医療政策の関係については、Arnold [1993: 98-115] が詳しく論じている。

10) Resolution, Legislative Department, the 8th October, 1838 [RCPD 1838: Resolution]。

監獄所長の任命などは、1840年代半ばから50年代の間に徐々に進んでいった。中でもその先陣を切ったのが北西州であった。本節では、議論の背景として北西州の形成過程を確認したうえで、同州における監獄の導入の過程を追う。

北西州の形成

東インド会社は、プラッシーの戦いとディーワーニーの獲得を機に、ベンガル以西に支配領域を拡大した。19世紀初頭までには、アワドの太守からバナーラスを獲得し、イラーハーバードを併合した。さらに、1801年にローヘルカンドとアワドの騒乱がおこると、アワドの太守サアダーット・アリーは、東インド会社の保護を求め領土を譲渡する。これ以降、この領域は「譲渡諸州 (Ceded Provinces)」と呼ばれるようになる¹¹⁾。翌年には、ファッルハーバードの太守が東インド会社に割譲した領土も譲渡諸州に組み込まれた。さらに1803年には、第二次マラーター戦争の結果として、東インド会社は「被征服諸州 (Conquered Provinces)」と呼ばれる新しい領土を獲得した¹²⁾。1816年には、アングロ＝ネパール戦争の結果、クマーウーンとデーヘラードゥーンが東インド会社領となる。これらの地域は、ベンガル管区に編入され、一般的に「西部諸州 (Western Provinces)」と呼ばれることになった [IGI (vol.24) 1908:157-158]。この地域を統治するため、1831年にサダル・ディーワーニー・アダーラット (民事裁判所) とサダル・ニザーマット・アダーラット (刑事裁判所) が西部諸州に設置された。1833年の英国議会法では、ベンガル管区からアーグラ管区を分離し、知事 (Governor) を任命することが認められた¹³⁾。しかし、実際には1835年の法律によって、準知事 (Lieutenant-Governor) の統治する北西州 (North Western Provinces) が設置されることになり¹⁴⁾、翌1836年にチャールズ・メトカフが初代北西州準知事として任命される [IGI (vol. 5) 1908: 72; IGI (vol. 24) 1908: 158]。北西州の成立に伴い、ソーガルおよびナルバダー (ナルマダー) と¹⁵⁾、ピンダーリー戦争の結果シンディアー家から1818年に割譲されたアジメール [IGI (vol. 5) 1908: 142] が同州に統合された。1824年にウダイプルとジョードプルから割譲を受けて形成されたメールワラーは、1842年よりアジメールの監督官 (Superintendent) が兼任することになり、これも北西州の一部とされた [IGI (vol. 17) 1908: 310]。1840-50年代にかけて、ジャーラウン (1840-56)、ジャーンスィー (1853年)、ハミールブルの一部が、嫡子不在のため藩王が「失権 (lapse)」し北西州に併合された

11) これには、ゴラクプル、ローヘルカンド、イラーハーバード、ファタープル、カーンプル、エターワー、マインプリー、エター、ミルザーブル南部、クマーウーンのタライ諸バルガナが含まれた。

12) メーラト地域、アーグラ地域、デリー周辺諸県がこれに含まれる。また、バーンダー、ハミールブルの両県とジャーラウン県の一部も併合した。

13) Statute 3 and 4 William IV, cap. 85.

14) Statute 5 and 6 William IV, cap. 52.

15) 1842-43年のブンデーラーの反乱を契機としてソーガル県からジャバルプル県に広がった騒乱のため、1842-53年にかけてソーガルおよびナルバダーは総督直属のエージェントであったスリーマンが統治した。しかし好ましい成果が出ず、1853年に北西州に戻された [IGI (vol. 10) 1908: 17]。

[IGI (vol. 24) 1908: 158]。また藩王の失政を理由にアワドを東インド会社が1856年に併合し、パンジャープの例をモデルとして、チーフ・コミッショナー州とした [IGI (vol. 19) 1908: 284]。この時期は、インド総督ダルフジー（任期：1848-1856年）が「失権の原理（Doctrine of Lapse）」を掲げ、藩王国領をさかんに吸収し東インド会社領に合併した期間であった。1857年大反乱後には、デリー地域がパンジャープ州に、ソーガルおよびナルバダーが1861年に中央州に統合された。アジメールおよびメールワラーは、1871年に北西州から切り離され、チーフ・コミッショナー州とされた。こうして、この頃にその後の北西州の境界がおおよそ定まった。1877年からは、北西州準知事がアワド州のチーフ・コミッショナーを兼務することになり、各種の公文書では「北西州およびアワド（The North Western Provinces and Oudh）」と表記されるようになる¹⁶⁾。

北西州の県監獄の配置

こうして形成された北西州には、基本的に県ごとに、必要に応じてタフスィール（県の下位単位）にも県監獄が配置されていた。1836-37年監獄規律委員会によれば、その時点ですでに全県に監獄が置かれ、39県のうち26県で刑事監獄・民事監獄が分離されていた。監獄は県マジストレイトの管轄下にあったため、多くが県庁のある市街地に置かれた。

北西州の県監獄の所在地（1838年）[RCPD 1838]

- ・デリー、パーニーバット、ローホタク、ヒサール、グルガーオン
- ・デーヘラードゥーン、サハーランブル、ムザッファルナガル、メーラト、
ブランドシャハル、アリーガル
- ・ビジナウル、ムラーダーバード、パレーリー、サハスワーン、シャージャハーンブル
- ・マトゥラー、アーグラ、エターワー、マインプリー、ファッルハーバード
- ・カーンブル、ファターブル、イラーハーバード、バーンダー、ハミールブル
- ・ミルザーブル、バナーラス、ガーズィーブル、アーザムガル、ゴーラクブル、
ジャウンブル
- ・ソーガル、ダモー、ジャバルプル、スィオニー、バイトゥール
- ・クマーウーン、ペーラー¹⁷⁾

16) この後の同州の行政的位置付けをまとめておくと、1902年に北西州とアワドが統合され、アワドのチーフ・コミッショナー職が廃止されるとともに、準知事の統治するアーグラ＝アワド連合州（the United Provinces of Agra and Oudh）とされる。同州の名称は、1935年に連合州（the United Provinces）、独立後の1950年にウッタル・プラデーシュ州（Uttar Pradesh）と変更される。

17) 1836-37年委員会は、アワドのプラタープガル県ペーラーを北西州の監獄として数えているが、これは総督のエイジェントによって運用されていた可能性がある。たとえばスリーマンは、1814-16年のアングロ＝ネパール戦争後に、プラタープガルに駐在している [Reeves 1971: 10]。1838年当時のペーラー監獄の詳細は不明だが、監獄に入れられていた囚人8名、獄外労働に従事していた囚人10名のごく小規模なものであった [RPDC 1838: 7]。

1851年の北西州では、デリー、メーラト、バレーリー、アーグラ、イラーハーバード、バナラスの6つの行政区（Division）に33の県監獄が置かれた。1842年よりソーガルおよびナルバダーが政治局のスリーマンの監督下に置かれ、北西州監獄総監の管轄から外された。また、この年までにサハスワーン監獄が廃止され、1838年に県庁が置かれたバダーユーンに県監獄が建設されている。ファッルハーバードの県監獄は、県庁のあるファターガルの名になっている。

北西州の県監獄の所在地（1851年）[Woodcock 1852]（下線は変化のあった部分を示す）

- ・デリー行政区：デリー、パーニーパット、ローホタク、ヒサール、グルガーオン
- ・メーラト行政区：デーヘラードゥーン、サハーランブル、ムザッファルナガル、
メーラト、ブランドシャハル、アリーガル
- ・バレーリー行政区：ビジナウル、ムラーダーバード、バレーリー、バダーユーン、
シャージャハーンブル
- ・アーグラ行政区：マトゥラー、アーグラ、エターワー、マインプリ、
ファターガル
- ・イラーハーバード行政区：カーンブル、ファターブル、イラーハーバード、バーンダー、
ハミールブル
- ・バナラス行政区：ミルザーブル、バナラス、ガーズィーブル、アーザムガル、
ゴーラクブル、ジャウンブル
- ・クマーウーン行政区：クマーウーン

大反乱後の1858年監獄年次報告では40の県監獄が列挙されている。ソーガルおよびナルバダーが1853年に北西州に戻され¹⁸⁾、デリー行政区が1857年大反乱の後にパンジャブ州に移管された。一方で、1853年報告書からはエター監獄が、1858年報告書からはジャーラウン監獄（1861年よりウーライー監獄）、ジャンスィー監獄、チャンデーリーのラリットブル監獄が加えられている。

北西州の県監獄の所在地（1858年）[ARJ-NWP 1860 (1859) : Appendix No. 2]¹⁹⁾

- ・メーラト行政区：デーヘラードゥーン、サハーランブル、ムザッファルナガル、
メーラト、ブランドシャハル、アリーガル

18) ただし、1854-56年報告書では、ジャバルプル監獄の名前しか報告にはあがっていない。なお、大反乱の影響で1857年・58年の報告書は残されていない。

19) 北西州の年次報告書には、*Prison Returns of the North Western Provinces, in 1860*の表題が付されたものがふたつ作成されているが、ひとつは1860年5月30日に監獄総監クラークが北西州準知事に提出した1859年についての報告書である。本稿ではこの1859年報告書を“ARJ-NWP 1860 (1859)”と表記し、もうひとつの1860年報告書を“ARJ-NWP 1860”と表記して区別する。本文のこのリストは、1859年報告書に収録されている1858年の各監獄の支出表から作成した。

- バレーリー行政区：ビジナウル，ムラーダーバード，バレーリー，バダーユーン，シャージャハーンブル
- アーグラ行政区：マトゥラー，アーグラ，エターワー，マインプリー，エター，ファテーガル
- イラーハーバード行政区：カーンプル，ファテーブル，イラーハーバード，バーンダー，ハミールブル
- バナーラス行政区：ミルザーブル，バナーラス，ガーズィーブル，アーザムガル，ゴーラクブル，ジャウンブル
- ジャーンスィー行政区：ジャーラウン，ジャーンスィー，ラリットブル
- ジャバルプル行政区：ソーガル，ダモ，ジャバルプル，マンドラー，スィオニー，バイトゥール，ナルスインブル，ホーシャンガーバード
- クマーウーン行政区：クマーウーン

1861年には、ソーガルおよびナルバダーが中央州に移され、ソーガル監獄をはじめとする8監獄が北西州監獄総監の管轄から外れた。その一方で1862年報告書には、アジメール、ビヤーワルの監獄が新たに加わる²⁰⁾。クマーウーンの監獄はアルモラー監獄となっている。

北西州の県監獄の所在地（1862年）[ARJ-NWP 1862]

- メーラト行政区：デーヘラードウーン，サハーランブル，ムザッファルナガル，メーラト，ブランドシャハル，アリーガル
- バレーリー行政区：ビジナウル，ムラーダーバード，バレーリー，バダーユーン，シャージャハーンブル
- アーグラ行政区：マトゥラー，アーグラ，エターワー，マインプリー，エター，ファテーガル
- イラーハーバード行政区：カーンプル，ファテーブル，イラーハーバード，バーンダー，ハミールブル
- バナーラス行政区：ミルザーブル，バナーラス，ガーズィーブル，アーザムガル，ゴーラクブル，ジャウンブル
- ジャーンスィー行政区：ウーライ，ジャーンスィー，ラリットブル
- クマーウーン行政区：アルモラー
- アジメール-メールワラー：アジメール，ビヤーワル

20) この時期までのアジメールおよびメールワラーの監獄の所在は明らかにできていない。

1867年にはバステイー監獄が加えられた一方で、1871年にアジメールおよびメールワラーがチーフ・コミッショナー州になったことで、アジメール監獄とビヤーワル監獄が北西州の管轄から外れた。また、1874-76年にはガーズイープル臨時監獄が、1878-79年にはアーグラ臨時監獄が置かれている。そして、1877年に北西州準知事がアワド州のチーフ・コミッショナーを兼ねるようになると、監獄行政も一元化されてアワドの12の県監獄およびラクナウ中央監獄が新たに北西州およびアワド監獄総監の管轄下に置かれることになった。

北西州およびアワドの県監獄の所在地（1877年）[ARJ-NWP and Oudh 1877]

- ・メーラト行政区：デーヘラドゥーン、サハーランブル、ムザッファルナガル、
メーラト、ブランドシャハル、アリーガル
- ・バレーリー行政区：ビジナウル、ムラーダーバード、バレーリー、バダーユーン、
シャージャハーンブル
- ・アーグラ行政区：マトゥラー、アーグラ、エターワー、マインプリ、エター、
ファターガル
- ・イラーハーバード行政区：カーンブル、ファターブル、イラーハーバード、バーンダー、
ハミールプル
- ・バナーラス行政区：ミルザーブル、バナーラス、ガーズイーブル、アーザムガル、
ゴラクプル、ジャウンブル、バステイー
- ・ジャーンシー行政区：ウーライ、ジャーンシー、ラリットプル
- ・クマーウーン行政区：アルモラー
- ・ラクナウ行政区：ラクナウ、バーラーバンキー、ウンナーオ、スィーターブル、
ハルドーイー、キーリー、ファイザーバード、ゴーンダー、バフラーイチ、
ラーエバレーリー、スルターンブル、プラターブガル

以上のように19世紀前半までには、各県に監獄が置かれるという基本的体制が整い、これが世紀後半にも継続することになる。管轄下の監獄の増減はあったものの、主要な行政区の監獄には大きな変化はなく、制度上の実験を安定して行なえる体制が整っていた。

特筆すべきこととして、植民地インドの監獄は市街に配置される施設という性格が強かった。監獄の建造物は、植民地統治の近代性を体現するものとして配置されたのである。このことは、多くの市街の中心部に現在も残るジェイル・ロード（Jail Road）の名に示されている。『インド帝国地誌』は、バダーユーン市内の特筆すべき主要な近代的公共建築物として、「県裁判所、監獄、広い診療所、ふたつの大きなサラーイー、小さな病院があり、庭園は現在建設中」としており、監獄の存在感が大きかったことがわかる [IGI (vol. 9), 1908: 42]。

ただし一方で、古い城砦を流用した監獄や状態の悪い監獄も多く、それらの改善が常に問題

とされつづけた。監獄の状態の改善は、同時代のイギリスにおける監獄改良運動でも議論された課題であったが、植民地インドにおける監獄は「文明」を体現するためにも正しく運用されなければならないものだったのである。

中央監獄の導入

1840年代半ばからの北西州の監獄行政における重要な変化のひとつは、中央監獄の設置である。これは、長期刑の囚人を集中的に収容するための大規模監獄として設計されたものである。中央監獄の建設は、すでに1836-37年監獄規律委員会によって提言されていたが、他州に先行して導入したのが北西州であった。

1843年12月、ウィリアム・ヘンリ・ウッドコックは、監獄制度を大きく改革することを期待されて、北西州の初代監獄総監に任命された。準知事ジョージ・ラッセル・クラークは、ウッドコックが監獄に関心をよせヨーロッパ滞在中に見聞を広めていたことを知ると、「犯罪を減少させ、刑罰と誤って呼ばれている欠陥システムに現在注ぎ込まれている金銭を大きく節約する」ために彼が適任だとして抜擢したのである [Clark 1868: 3]。ただし、監獄総監職はいまだ常設の役職としては認められておらず、その継続を確かなものにするためにもウッドコックには目に見える改革の成果をあげる必要があった。

彼が最初の大きな改革として着手することになったのが、アーグラー監獄の改革であった。1846年5月にウッドコックは、この監獄の運営に直接携わる命を受ける。アーグラー監獄が選ばれたのは、ウッドコックがアーグラーに居住していたことに加え、規模が大きかったことによるものであろう²¹⁾。政府からの書簡によれば、その効果はつぎのように期待されていた。

この監獄を貴殿の直接の監督下に置くことで、この監獄に貴殿が適当と考える改革を容易かつ正確に導入することができるだろう。そしてこのことは、貴殿が他の収容場所に一般的に適用したいと欲している措置の価値を判断するためのより良い機会を政府に提供するだろう。[Ibid.: 4]

アーグラー監獄は、監獄改良の実験場としての役割を十分に果たし、実験の結果として囚人の規律が大きく向上したと評価された。ウッドコックの後任のソーンヒルによれば「ほかのマジストレイトによる、〔囚人を〕従わせようとする試みを挫折させていた、手に負えない粗暴なすべての囚人はアーグラーに送られた。この監獄は、500人の終身受刑者を含む、この国の最も危険な囚人たちの多くを受入れる場所となった」[Ibid.: 4-5]。1851年には、アーグラー監獄

21) 1845年のアーグラー監獄には平均して1043人の囚人が収容されており、ムラーダーバード（平均1,240人）、バレーリー（平均1,305人）、ファテールガル（平均1,035人）、ゴラクプル（平均1,224人）とならんで1,000人を超える規模の監獄であった [Woodcock 1852: Statements, p. ii]。なお、監獄の受刑者の数は変化するため、年末などの特定の日や年平均の数字をとることが多い。

は平均2,573人の囚人を収容する、北西州最大の監獄となっていた²²⁾。

1848年には、アグラーとともに、バレーリーとイラーハーバードの監獄が中央監獄と指定された。ウッドコックは、引き続き監獄総監とアグラー監獄所長を兼務したが、1851年10月に医務官のジェイムズ・パティソン・ウォーカーにアグラー監獄所長の任務を引き継いだ [Ibid.: 5]。これら中央監獄には刑期が6カ月を超える囚人を集中させることとされた。1854年に準知事ジョン・ラッセル・コルヴィンは、さらにメーラト、バナーラス、ジャバルプル監獄を中央監獄にする決定を下した。こうして、北西州の6つの主要行政区に中央監獄が置かれるという体制が形成された。1861年にソーガルとナルバダーが中央州に移された後は、ジャバルプル監獄に代えてファテーガル監獄が中央監獄に指定される。

クラークによると、ウッドコック以降の監獄総監の運営の成果として、北西州監獄局は1844-59年のあいだに、総額147万ルピーの経費を節約し、刑務作業で20万ルピーの収益をあげた。これを財源として中央監獄の拡張や新規建設が進められた [Ibid.: 7]。1855年にメーラト中央監獄の新獄舎が建設されたほか、その他の中央監獄にも拡張がほどこされたのである。また、アグラー監獄以外の中央監獄は、当初は県マジストレイトによって運営されていたが、1855年にバレーリー、1856年にイラーハーバード、1857年にメーラト、1859年にバナーラスに専任の監獄所長が置かれるようになった。そのすべてが医務官であったことが特徴的である²³⁾。

これらの中央監獄は、長期受刑者を受け入れて拡大していったが、当初は短期受刑者を収容する県監獄をも兼ねていた。1860年代後半に、県監獄が別に設置されたことで、中央監獄は長期受刑者用の監獄となる。1866年にアグラー、1867年にイラーハーバードとファテーガル、1868年にメーラトとバナーラス、1869年にバレーリーに県監獄が開かれた。

中央監獄に長期受刑者を集中させる方式は、北西州に続いて他州でも導入され英領インドの標準的な監獄運営体制となっていく。北西州の先例にまず続いたのは、1852年のパンジャブ（1849年に東インド会社領に併合）、1861年のアワド（1856年併合）と中央州（1861年形成）などの新設州であった。その他の州には1864年監獄委員会後に導入されることになった²⁴⁾。ベンガル最大の監獄としてアンダマーン流刑地への送り出し中継点としても重要な役割を果たすことになるアリープル監獄が中央監獄とされたのもこの年である。

中央監獄導入の最大の効果のひとつは、短期受刑者と長期受刑者を分離して管理することが可能になった点にあった。刑期にかぎらず、さまざまなカテゴリーの囚人の分離は、ウッドコックが監獄総監になった時点ですでに課題とされていたが、そのための設備がなかったために徹底することは困難であった [Woodcock 1852: 3-4]。しかし、中央監獄の設置によって、1860

22) この年の北西州におけるほかの大規模監獄は、バレーリー（平均1,399人）、バナーラス（平均1,018人）、ゴラクプル（平均1,351人）であり、アグラーへの集中が進んだことがわかる [Woodcock 1852: Statements, p. xiv]。

23) この時期に県マジストレイトに代わって、医務官たちが監獄運営の中心を担う官僚として登用されていたことは重要な変化であるが、紙幅の制約のため他稿で論じることとしたい。

24) Indian Jail Committee to E. C. Bayley, Secretary to the Government of India, 6 April 1864 [RIJC 1864: 6].

年代までに長期受刑者を分離して拘禁できるようになった。1863年北西州監獄規則では、刑期によって分離すべきことは明示的には示されていないが、囚人を州内のどの監獄に収監するかを決定する権限は州監獄総監が持っていた [Clark 1863: 36]。この権限をもって、当時の監獄総監クラークが、刑期による受刑者の分離を進めた。短期／長期の受刑者を分離処遇することが明文化されるようになったのは1874年北西州監獄規則からである [Walker 1874]。同規則では中央監獄について、「それぞれの行政区において、12カ月を超える重懲役 (rigorous imprisonment) に処されたすべての囚人が通常は収監される。6カ月を超える重懲役に処された囚人たちもこれらの監獄に収監することができる」と定めている [Ibid.: 15]。一方で県監獄は、主に12ヵ月未満の拘禁を科された囚人、民事囚 (civil prisoners) そしてセッション裁判所 (sessions court) で裁かれる未決囚を収容するものと定められた [Ibid.: 16]。

短期・長期受刑者を峻別して処遇できるようになったことは、その後の制度変化に影響を与えた。監獄関係の官僚たちの見解では、短期受刑者と長期受刑者には基本的に異なるインセンティブが与えられていた。短期受刑者は、刑期が短いため繰り返し協力行動を選択するインセンティブが低いと見積もられ、「矯正」の対象とは位置付けられなかった。一方で、刑期中の行動を十分に監視し評価できるとされた長期受刑者に対しては、「矯正」を建前とする段階的な処遇方式が導入されることになる [宮本 2012]。しかし、長期受刑者の「矯正」のプログラムは規定路線だったのではなく、それを強く推し進めた外的要因として1857年大反乱があった。

4. 1857年大反乱と監獄

1857年に北西州、アワド、ビハール西部を中心とした大反乱によって、北インドで多くの監獄が破壊された。アンダーソンによれば、大反乱の影響を受けた地域で41の監獄が攻撃を受け、23,000人以上の囚人が逃走した [Anderson 2007: 1-2]。彼女の指摘するように、都市部では監獄の襲撃から反乱がはじまるというパターンが広く見られた。北西州の監獄のすべてが、大反乱時に襲撃をうけるか混乱に見舞われ、多くの逃亡者を出している。たとえば1857年5月にバダーユーンでは、反乱を開始した公庫の守衛に街の住民が加わり、監獄を攻撃して囚人を逃がしたうえ居住区 (civil station) を焼き討ちし、反乱軍が翌年4月まで支配を継続した [IGI (vol. 9) 1908: 42]。またムラーダーバード監獄は、大反乱中に二度にわたって攻撃を受け開け放たれている [ARJ-NWP 1859: Appendix No. 14]。このように、中央監獄を含めすべての監獄が大反乱時に攻撃を受けて破壊されあるいはその門が開放されたのである。

大反乱が鎮圧された後の監獄で問題とされたことは、監獄の修復と逃走した囚人の捕獲であった。監獄の修復に関しては、1858年から監獄総監となり、大反乱後の処理を担ったスチュアート・クラークが、喫緊の課題として繰り返し州政府に訴えた。大反乱前のイラーハーバード監獄では、2万ルピーをかけて大きな増築がほどこされていたが、破壊されたために場所を変え

てまったく新しい監獄をヤムナー川対岸に建設することになった。総督キャンニングは現地を実際に訪れ、5万ルピーの支出を認可している。大反乱前に中央監獄に指定されたばかりのパナラス監獄では、6,600ルピーをかけて新獄舎を6棟建設する計画が進行中で完成間近であった。しかし、そのうち3棟が使用されることもなく大反乱中に破壊された。ジャバルプルでも中央監獄の獄舎が建設中であったが、大反乱のあいだに破壊された [Clark 1868: 8-12]。

バレーリー監獄は大反乱中の破壊をまぬがれ、速やかに復旧できるはずであった。しかし、この中央監獄は軍事局によって駐屯地として接収されてしまう。監房の区分けのための内壁が取り払われ、獄舎は兵士の宿舎として使われた。新しく作られたばかりの監獄所長の宿舎さえも、取り壊され資材が運び出されてしまった。クラークの言葉では「秩序の回復以来、バレーリー監獄の建造物の取り扱いのために、監獄局は多大な損害を被った」 [Ibid.: 8]。

破壊された監獄の修復はすべてが直ちに進められたわけではなく、バレーリー中央監獄のように、軍に接収されたものもあった。ジャバルプル監獄は、1859年に入っても修復されず放置されていた [Ibid.: 37]。利用できる資金は限られており、復旧には優先順位をつける必要が生じた。そのため、中央監獄は優先的に修復・再建が進められた一方で、県監獄については復旧のための資源が後回しにされた。大反乱後の北西州では、比較的良好に管理された中央監獄と、手がいきとどかない県監獄という対比が、監獄の獄舎の状態においても鮮明になったのである。

また、大反乱時に逃走した囚人の捕獲は容易なことではなかった。1859年の北西州監獄年次報告書によると、大反乱勃発時に北西州で収監されていた囚人19,217人のうち、この時点で再収監されていたのはわずか4,962人であった [ARJ-NWP 1860: 54 (Appendix No. 14)]。実に、3/4近くの囚人が逃亡したままになっていたのである。大反乱の直前3年間の州全体の囚人数平均が22,011人であったのに対し、1859年の収監者数平均は11,807人と半減していた。

一方で、多くの囚人がセキュリティの低い臨時の収監場所に入れられていた。県監獄の中には、いまだに中世以来の城砦を転用しつづけるものもあった。クラークの1859年報告書によれば、「古いサライー、墓地、その他の現地人の建物 (native buildings)」が臨時の収監場所として利用されていた [ARJ-NWP 1859: 1]。

そうしたセキュリティの低い拘禁場所での監視のために人員が必要であったが、その確保は予算面でも適した人員の供給面でも困難であった。さらに、大反乱以前は看守としてナジブ (najib) と呼ばれた看守が雇用されていたのに対し、大反乱後は軍警察 (military police) の人員に置き換えられた。これにより人件費が年間52,752ルピー増え、大きな負担として監獄局にのしかかったのである [Ibid.: 1]。さらに、軍警察の人員の不足分は、より安価な臨時雇用の看守によって補われたが、その信頼性は非常に低いと考えられていた。こうした人員の問題を解決するべく、1860年代の北西州の中央監獄では、囚人の中の信頼が置ける者を看守として抜擢する、囚人官吏制度が開発されることになったのである。1861年の点数制によって囚人ランバルダール (convict lumberdar)・囚人バルカンダーズ (convict burkundauze) の2等級として

導入された囚人官吏は、この後安定的に定着することになる²⁵⁾。囚人官吏制が監獄規則集本文に初めて明記されたのは、1895年規則集とそのウルドゥー語版で、囚人守衛 (convict watchman / qaidī caukīdār)・囚人監督 (convict overseer / qaidī ōvarsīyar)・囚人看守 (convict warder / qaidī wārḍar) を置くことが定められ、県監獄・中央監獄には女性囚人看守 (female convict warder / ‘aurat qaidī wārḍar) がひとりずつ置かれることになった [Tyler 1895: 261-4; Ṭā‘īlar 1897: 320-4]。こうして北西州で設計された点数制と囚人官吏制は、1890年代までには大反乱の影響を大きく受けなかった州でも採用され、英領インドの囚人処遇の基本的な制度として定着していくことになる。

5. 結論

近代的監獄の運動は、刑罰への自由主義的・人道主義的介入という主張をともなって開始された。これは、植民地の文脈においては、文明化の使命の言説と高い親和性を持った。非西欧社会の刑罰慣行は、近代以前の西欧の刑罰と同様に、非人道的・野蛮なものであるとされ、それへの「改革」として植民地統治における拘禁刑を中心とした刑罰が導入されることになった。監獄改革の言説は、後進的社会への政治的介入の正当化論拠として機能したのである。特に身体刑をはじめとする既存のインドの刑罰慣行は非難の対象とされ、1830年代までには重犯罪の刑罰方式として流刑と拘禁刑が主要なものとなっていった。1836-37年の監獄規律委員会は、そうした文明化のプロジェクトとしてインドの監獄改革をいかに進めるかについて道筋を示そうとした。監獄総監職と中央監獄は1840-50年代の北西州を先例として導入されていたが、他の多くの提言は主に予算上の制約のため実現されなかった。結果的にこの「失敗」によって、限られた予算、囚人の健康維持、監獄内外の有効な支配という、相互に制約となる課題群に監獄行政が直面していることが19世紀半ばまでにあらわになった。北西州では、管轄領域の変化のために域内の監獄数は一定ではなかったが、各県に県監獄を配置していく方針は19世紀前半には固まっていた。さらに、長期受刑者を中央監獄に集めて集中管理するという方式が北西州のアーグラ監獄で先駆的に試みられた。1850年代までにその有効性が認められ、州内の6つの主要行政区に中央監獄を設置する体制が整えられた。これは、長期受刑者と短期受刑者に異なる処遇方式を適用することを容易にした。1857年に大反乱がおこると、北インドの多くの監獄が攻撃された。北西州ではすべての監獄が大小の被害を受け、多くの囚人が逃亡した。そのため、植民地勢力の支配が回復した後にも修復や再建あるいは逃亡囚人の捕獲といった点で大きな爪痕が残った。また、被害が軽微で済んだ監獄でも、兵舎として流用するために接収されることがあった。大反乱とその後の軍による接収のため、大きな被害と支出を余儀なくされた

25) Rules for good-conduct marks and gratuities [ARI-NWP 1862; section 94].

監獄局は、中央監獄の修復と制度開発に資源を優先的に使うという選択をした。大反乱は、北西州の監獄当局が利用できる資源を極端に切り詰めさせたことによって、逆説的に中央監獄がより重視されそこで囚人処遇の新たな実験が行なわれる状況を生み出したのである。

かくして大反乱は、段階的処遇制と囚人官吏制の導入という、1860年代以降の英領インドの監獄を特徴づける制度が形成される大きな要因となった。しかし、スチュアート・クラークをはじめとする監獄の実務官僚たちは、その歴史叙述において1860年代の制度変化を1836-37年監獄規律委員会以来の「監獄改革」の物語に直線的に位置づける一方で、大反乱をひとつの逸話であるかのように扱ったのであった [Wiehe 1865; Clark 1868; Howell 1869]。こうした歴史叙述の戦略を監獄官僚たちが選択した背景には、植民地官僚機構内での監獄官僚たちの立ち位置が大きく影響していると考えられるが、それを解明する作業はつぎの課題としたい。

謝辞

本稿の執筆は、数多くの図書館・文書館、とりわけ British Library, National Archives of India, Uttar Pradesh Prison Department の所蔵資料を閲覧させていただいたおかげで可能となった。資料閲覧をご許可いただき、あらゆる便宜を図ってくださった各機関の関係者に心からの謝意を表したい。本稿は科学研究費（19K13363）の助成を受けたものである。

参考文献

監獄関係政府文書

Annual Report on the Condition and Management of the Jails in the North Western Provinces, (for the years 1852-1876). Allahabad: Government Press, N.W.P. (for the years 1855-58 wanting) [ARJ-NWP]

Clark, Stewart. 1863. *A Manual of Jail Discipline and Economy for the Use of Officers in Charge of Jails in the North-Western Provinces*. Agra: Central Prison Press.

Report of the Committee on Prison-Discipline, with Appendix. 1838. Calcutta: Baptist Mission Press [RCPD 1838].

Report of the Indian Jail Committee. 1864. (IOR/P/206/69, British Library) [RIJC 1864].

Tyler, J.W. 1895. *Rules for the Management and Discipline of Prisoners in the N.-W. Provinces and Oudh*. Allahabad: North-Western Provinces and Oudh Government Press.

Tā'īlar, Jē Ḍabyū (Tyler, J.W.). 1897. *Qawā'id bagharz band o bast aur inteẓām qaidiyōn kē: Mumālik-e Maghribī o Shimālī o Awadh meṇ*. Ilāhābād: Gavarnmanṭ Prēs Mumālik-e Maghribī o Shimālī o Awadh. [ウルドゥー語版北西州監獄マニュアル]

Walker, William. 1874. *Rules for the Management and Discipline of Prisoners in the North-Western Provinces*. Allahabad: North-Western Provinces Government Press.

[Woodcock, William]. 1852. *Report of the Inspector of Prisons on the Management of the Jails, from 1845 to 1851, and on the Present State of Prison Discipline in the North Western Provinces*. Agra: Secundra Orphan Press.

その他

Aguirre, Carlos. 2005. *The Criminals of Lima and Their Worlds: The Prison Experience, 1850–1935*. Durham N. C.: Duke University Press.

Ali Muhammad Khan. 1965. *Mirat-i-Ahmadi: A Persian History of Gujarat* (English Translation). Translated by M. F. Lokhandwala. Baroda: Oriental Institute.

Anderson, Clare. 2000. *Convicts in the Indian Ocean: Transportation from South Asia to Mauritius, 1815–53*. Houndmills, Basingstoke, Hampshire: Macmillan Press.

———. 2007. *The Indian Uprising of 1857–8: Prisons, Prisoners and Rebellion*. London: Anthem Press.

———. 2021. *Convicts: A Global History*. Cambridge, UK; New York, NY: Cambridge University Press.

Arnold, David. 1993. *Colonizing the Body: State Medicine and Epidemic Disease in Nineteenth-Century India*. Berkeley: University of California Press.

———. 1994. The Colonial Prison: Power Knowledge and Penology in Nineteenth-Century India. In David Arnold and David Hardiman (eds.), *Subaltern Studies VIII*, New Delhi: Oxford University Press, pp. 148–187.

———. 2007. India: The Contested Prison. In Frank Dikötter and Ian Brown eds., *Cultures of Confinement*, London: Hurst & Company, pp. 185–220.

ベッカリーア, チェーザレ. 2011. 『犯罪と刑罰』小谷眞男訳, 東京大学出版会 (原書初版1764年, 英訳1767年).

Careri, John Francis Gemelli. 1949. Indian Travels of Careri, being Part III of a Voyage Round the World by Dr. John Francis Gemelli Careri. In *Indian travels of Thevenot and Careri*. New Delhi: The National Archives of India, pp. 153–276.

Clark, Stewart. 1868. *History of the Central Prisons of the North-Western Provinces*. Allahabad: Government Press, North-Western Provinces. (IOR/V/27/170/8, British Library).

Chatterjee, Partha. 2012. *The Black Hole of Empire: History of a Global Practice of Power*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.

De Laet, Joannes. 1928. *The Empire of the Great Mogol: a translation of De Laet's "Description*

- of India and Fragment of Indian History*". Translated by J.S. Hoyland. Bombay: D.B. Tarapore-vala.
- Dikötter, Frank and Ian Brown eds. 2007. *Cultures of Confinement*. London: Hurst & Company.
- ハワード, ジョン. 1994.『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』川北稔・森本真美訳. 岩波書店.
- Howell, Arthur Pearse. 1869. *Note on Jails and Jail Discipline in India, 1867-68*. Calcutta: Office of Superintendent of Govt Printing.
- Hudson, W.H. ed. 1910. *Macaulay's Essay on Lord Clive*. London: G.G. Harrap.
- The Imperial Gazetteer of India, new ed.*, vols. 1-26. 1909. Oxford: Clarendon Press [IGI].
- Kaye, John William. 1853. *The Administration of the East India Company: A History of Indian Progress* (second edition). London: Richard Bentley.
- 小谷汪之. 2005. 『罪の文化—インド史の底流』東京大学出版会.
- Majumdar, N. 1960. *Justice and Police in Bengal, 1765-1793: A Study of the Nizamat in Decline*. Calcutta: Firma K.L. Mukhopadhyay.
- 宮本隆史. 2007a. 「19世紀英領海峡植民地における監獄制度, 1820-70年代」, 『年報地域文化研究』10: 258-280.
- . 2007b. 「植民地統治と監獄制度—19世紀中葉の海峡植民地における囚人の管理」, 『南アジア研究』19: 7-29.
- . 2012. 「19世紀インドの監獄における段階的処遇制度の形成」, 『現代インド研究』2: 153-168.
- The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803: From Which Last-Mentioned Epoch It Is Continued Downwards in the Work Entitled, "The Parliamentary Debates"*. 1813. London: T.C. Hansard.
- Pieris, Anoma. 2009. *Hidden Hands and Divided Landscapes: A Penal History of Singapore's Plural Society*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Reeves, P.D. ed. 1971. *Sleeman in Oudh: An Abridgement of W. H. Sleeman's A Journey through the Kingdom of Oude in 1849-50*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sangar, Satya Prakash. 1967. *Crime and Punishment in Mughal India*. Delhi: Sterling Publishers.
- Sen, Satadru. 2000. *Disciplining Punishment: Colonialism and Convict Society in the Andaman Islands*. New York: Oxford University Press.
- Sherman, Taylor C. 2010. *State Violence and Punishment in India*. London: Routledge.
- Singh, Ujjwal Kumar. 1998. *Political Prisoners in India*. Delhi: Oxford University Press.
- Singha, Radhika. 1998. *A Despotism of Law: Crime and Justice in Early Colonial India*. Delhi: Oxford University Press.
- Stokes, Eric. 1959. *The English Utilitarians and India*. Oxford: Clarendon Press.

- Wiehe, C.G. 1865. *Journal of a Tour of Inspection of the Principal Jails in India* (Selections from the Records of the Bombay Government, No. XC.-New Series). Bombay: Education Society's Press.
- Yang, Anand A. 1987. Disciplining "Natives": Prisons and Prisoners in Early Nineteenth-Century India. *South Asia*. 10 (2): 29-45.
- . 2021. *Empire of Convicts: Indian Penal Labor in Colonial Southeast Asia*. Oakland, California: University of California Press.